

車両を停車させる際にはみ出していた縁石に接触したことにより負傷したとして、国賠法 2 条 1 項等に基づき損害賠償請求がなされた事例

(令和 2 年 11 月 12 日 東京地方裁判所判決)

国土交通省 道路局 道路交通管理課

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、344 万 3981 円及びこれに対する平成 30 年 6 月 8 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原告が運転する普通乗用自動車、被告が管理する道路の縁石に接触した事故について、原告が、同事故は道路の設置、管理又は保存の瑕疵によって生じたものであると主張して、被告に対し、国家賠償法 2 条 1 項及び民法 717 条に基づき、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（争いがない事実及び証拠等によって容易に認められる事実）

(1) 交通事故（以下「本件事故」という。）の発生（証拠及び弁論の全趣旨）

ア 発生日時

平成 30 年 6 月 8 日 正午過ぎ頃

イ 場所

国道〇〇号（下り線）◇◇××区△△ A 丁目 B 番－C ○kp 付近

（以下「本件現場」といい、本件現場付近の国道〇〇号（下り線）を「本件道路」という。）

ウ 事故車両（以下「原告車両」という。）

原告が所有し運転する普通乗用自動車

エ 態様

本件現場にあった縁石の 1 ブロック（以下「本件縁石」という。）が路肩側にずれており、本件

道路を走行して本件現場に差し掛かった原告車両が、本件縁石に接触した。

(2) 被告は、本件道路の管理者である。

(3) 原告は、平成 30 年 6 月 13 日から令和元年 5 月 21 日まで、整形外科にて通院治療を行った。

2 争点及びこれに対する当事者の主張

(1) 被告の責任について

(原告の主張)

原告が、原告車両を道路脇に停車しようとしたところ、路肩側に飛び出していた本件縁石に原告車両の左前輪がぶつかり、原告車両は、その位置で宙に浮いて約 1.5m 前方に落下してタイヤホイールを傷つけ、停車した。

被告は、本件現場の道路管理者として、道路巡回パトロールや点検・補修などの維持管理を行うべき責任があるところ、本件縁石のずれは、被告の主張する 3cm より大きく、本件縁石付近には 4 箇所程度白く削れた箇所があることからすると、これを原因とした事故が最低 4 回程度あったと思料され、被告はこれを見つけて、直ちに修復すべきであったのにこれをしなかったのであるから、本件現場の管理を怠った過失があり、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があったものとして国家賠償法 2 条 1 項及び民法 717 条に基づき、本件事故によって原告に生じた損害を賠償すべき義務がある。

被告は、車両は縁石付近を走行しない、停車する場合は車両の速度が落ちているから、縁石にずれがあっても事故につながらないと主張する。しかし、本件縁石のように高い縁石で高い部分にずれがある場合には、車両の速度が落ちていたとしても、縁石に乗り上げて走行することができず、車両は大きく宙に浮くことになるので危険であり、これを放置することは許されない。

したがって、被告の本件現場の管理に瑕疵があることは明らかである。

(被告の主張)

本件事故当時、本件縁石が路肩側に 3cm 程度ずれていたことは認めるが、本件縁石の上記ずれは、被告の管理に瑕疵があったことを意味しない。すなわち、国家賠償法 2 条 1 項に定める営造物の設置又は管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうところ、合理的な運転であれば、直線で見通しもよい複数車線の本件道路において、縁石をかするように走行することはないし、縁石に沿うように車両を停止する場合であっても、かかる場合においては車両の速度が著しく抑えられているのが通常であるから、本件現場のように縁石の一部にずれが生じていたとしても交通事故等につながることは通常想定し難い。

本件現場付近の道路のうち路肩部分は、主に排水機能を果たすための構造になっており、通常の状態での車両通行を予定した構造にはなっていないのであり、本件事故当時、本件縁石部分も含めて、一時的に車両通行帯からはみ出した車両等が進入・停止するという機能は何ら損なわれていなかった。本件縁石の僅か 3cm 程度の張り出しに左前輪を接触させたという本件事故は、停車時における原告の運転操作が不適切であったことによるものである。

被告は、本件事故以外に、本件現場で車両が本件縁石に衝突し何かしらの損害が発生したという連絡を受けていない。

したがって、本件現場の縁石のずれの存在は、本件現場の通常有すべき安全性を損なうものではなく、本件現場に関する被告の管理に国賠法 2 条 1 項の瑕疵は存在せず、民法 717 条の瑕疵も当然存在しない。

(2) 本件事故により原告に生じた損害

(原告の主張)

本件事故により、原告に生じた損害は別紙「損害額一覧表」(省略)の原告の主張欄記載のとおりである。

(被告の主張)

原告の主張に対する認否及び被告の主張は、別紙「損害額一覧表」(省略)の被告の主張欄記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 被告の責任について

- (1) 国家賠償法2条1項が規定する「営造物の設置又は管理の瑕疵」とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、営造物が通常有すべき安全性を欠くか否かは、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的・個別的に判断される。また、民法717条1項が規定する「工作物の設置又は保存の瑕疵」とは、当該工作物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

本件事故は、路肩側にずれていた本件縁石に走行中の原告車両が接触したものであること(前提事実(1))から、本件縁石が設置されていた場所、周囲の状況、本件縁石のずれの程度や状態に照らし、そのずれが存在することによって、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていると評価することができるかを、以下検討する。

- (2) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 本件道路は、西方に向かう2つの車両通行帯が設けられた見通しのよい直線道路であり、車道とその左側の歩道が縁石により区分されている。車道は、幅員約6.72mで、アスファルト舗装されている2つの車両通行帯の左側に幅約50cmの路肩部分がある。路肩部分は、コンクリート製のエプロンブロックが敷かれており、排水機能を果たすため歩道側に向かって約6%の下り傾斜が付けられている。上記路肩部分と歩道との境に設置されたコンクリート製の縁石の高さは、約20cmである。

イ 本件事故当時、本件現場にある縁石の1ブロックである本件縁石は、その上部が路肩側に傾き、歩車道の境界線に沿って設置された隣接する縁石ブロックよりも、路肩側に約3cmはみ出ていた。また、本件縁石及び隣接する縁石は、上部の角が一部欠けていた。

ウ 原告は、原告車両を運転して、本件道路の第2車両通行帯から第1車両通行帯に進路変更した上、左側車輪を路肩に進入させて、減速しつつ数十m走行したところ、原告車両が本件縁石に接触し、停止した。なお、本件事故当時、原告車両の前方において、原告車両以外に原告車両の近くを走行する車両はなかった。

- (3) 上記認定事実によれば、本件縁石は、本来、本件道路の歩車道の境界線に沿って設置されているものであったが、本件事故当時、その上部(高さ約20cm)が傾いて路肩側に約3cmはみ出ていたこと、本件現場付近の路肩は幅約50cmで、コンクリート製エプロンブロックが敷かれており、アスファルト舗装された車両通行帯と区分されていたことが認められるところ、このような路肩は、道路の主要構造部を保護し、又は車道を走行する車両の側方余裕を確保し、車道の効用を保つために設置されているものであって、車両が路肩部分を通常走行することは予定されていない。

そして、路肩の外側に設置された縁石は、歩道等と車道の区分を明確にするとともに、進行方向を誤り車道外に逸脱しかけて縁石に衝突した車両の進行方向を復元し、また縁石に衝突し乗り上げる車両の速度を低下させるために、20cm 前後の高さをもって設置されるものであるから、車両が一時的に路肩部分に進入する場合においても、縁石の間際まで近寄って路肩部分を走行することは、通常想定されていない。

もっとも、道路の左側端に沿って車両を停車させるような場合においては、路肩部分を走行して縁石の間際に車両が近づくことは想定されるところである。しかしながら、そのような場合においては、車両の運転者は、自車と縁石との間隔に十分に注意を払いつつ相当速度を抑えて近寄ることが通常であるということができ、縁石ブロックの3cm ほどの路肩側へのはみ出しがあったとしても、車両の運転者が通常の注意を払い、一般人の運転技術をもって運転操作を行いさえすれば、上記はみ出しに車両を衝突させる事故は生じ難い。上記認定事実の下では、本件事故は、原告が、本件道路の左側端に沿って原告車両を停車させるに当たり、減速不十分な状態で路肩部分を走行し、側方間隔の認識判断を誤って本件縁石に近づきすぎたことが専らの原因となり、生じたものとみるのが相当である。

そうすると、本件縁石が約3cm 路肩側にはみ出していたことによって、通常の方法で本件道路を走行し、本件道路の左側端に沿って停車しようとする車両に危険がもたらされるとは考え難い。

- (4) 原告は、本件縁石のように、高い縁石で縁石のずれが高い部分にある場合は、車両の速度が落ちていたとしても、縁石に乗り上げて走行することができず、車両は大きく宙に浮くことになるので危険である旨主張するが、証拠によれば、原告車両も本件事故によって大きく宙に浮いたとは認められないし、その他原告が主張するようなことが生じ得ることを認めるに足りる証拠はない。

また、原告は本件縁石のずれを原因とした事故が最低4 回程度あったと思料されるなどと主張し、確かに、証拠によれば、本件道路に設置された縁石に白く削られた部分が複数箇所あることや本件縁石には欠けている部分があることが認められるものの、これらの事実から本件縁石のはみ出しが原因となって同様の事故が本件事故以前に発生したと認めることはできず、他に原告の上記主張を認めるに足りる証拠はない。

- (5) したがって、本件縁石が傾いて車道側に約3cm はみ出している、本件道路を走行する車両が通常の方法で走行し、また、通常考えられる方法で車道左側端に沿って停車する限り、車両の走行に危険を生じさせるものではないから、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたということはできない。

よって、被告による本件道路の設置、管理又は保存に瑕疵があったとみることはできない。

- 2 以上によれば、原告の請求は、その余の争点について判断するまでもなく、理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。